

専用住宅における直通階段

専用住宅の直通階段については利用者が特定されているため、下記要件に該当する場合は直通階段が設けられているものとして取り扱うことができる。

- ①階数が3以下であるもの。
- ②多少の曲折があっても順路があきらかであるもの。
- ③当該経路は居室等を経由しないこと。
- ④当該経路に扉等を設けないこと。(避難上支障のない構造の扉等は除く)

※避難上支障のない構造の扉等とは、階段途中にない扉で施錠等ができないもの

関連告示	
参 考	